

第4部

環境影響評価制度の推進



環境影響評価制度の推進

1 環境影響評価(環境アセスメント)制度について

環境影響評価(環境アセスメント)とは、大規模な開発事業等を行う場合に、それが環境にどのような影響を及ぼすのかをあらかじめ調査、予測及び評価を行い、さらにその結果を公表して事業者、住民、行政がそれぞれ意見を出し合い、より環境に配慮した事業とすることで、大切な環境を守っていくための制度です。

県では、良好な環境を確保していくために、この環境アセスメントの手続を定めた「神奈川県環境影響評価条例」を制定し、昭和56年7月1日から施行しています。(条例を制定したのは、都道府県では北海道に続いて2番目です。)

その後、より充実した制度とするため、平成9年7月15日には、実際に調査等を行う前にその項目や方法について検討する手続(事前手続)や、事業が行われた後の事後調査の手続などを加える改正を行い、平成10年7月1日から施行しました。

さらに、国において「環境影響評価法」が定められたことに伴い、法の対象となる事業についての手続を定めるなどの改正を行い、法の施行日と合わせて平成11年6月12日から施行しています。

【参考】神奈川県環境影響評価条例の経緯

昭和55年10月20日	神奈川県環境影響評価条例公布	
56年7月1日	〃	施行
平成9年7月15日	改正条例の公布	(事前手続、事後調査手続等の追加)
10年7月1日	〃	施行
10年12月22日	改正条例の公布	(環境影響評価法への対応)
11年6月12日	〃	施行

対象となる事業

環境影響評価条例の対象となる事業は、「道路の建設」、「鉄道、軌道の建設」、「工場、事業場の建設」、

「ダム建設」など28の種類で、それぞれに環境アセスメントの手続の対象となる規模が定められています。

調査、予測及び評価の項目や手法など

調査、予測及び評価は、「大気汚染」、「水質汚濁」、「騒音・低周波空気振動」、「振動」、「植物・動物・生態系」などの計19の項目について行うこととしており、それらを評価項目として定めています。また、地域環境や地球環境を保全するために配慮すべき事項を、配慮

事項として定めています。

これらの評価項目や調査、予測及び評価の手法などについては「神奈川県環境影響評価技術指針」として定めています。

環境影響評価法と環境影響評価条例の関連

環境影響評価法では、事業者は法の定めに従って環境アセスメント手続を行い、知事は市町村長の意見を勧告して事業者に意見を述べることとされています。

環境影響評価条例では、法に基づき知事が意見を

述べる際の諸手続(審査会の意見聴取や公聴会の開催など)を定めているほか、法が対象としていない「電波障害」、「文化財」などの評価項目についても定めています。

2 環境影響評価条例の手続について

環境影響評価条例の手続は大きく、

- ① 環境アセスメントの方法を決める手続（実施計画書に係る手続）
- ② 環境に与える影響を予測・評価する手続（予測評価書案に係る手続）
- ③ 環境への実際の影響を調べる手続（事後調査などの手続）

の3つの段階に分かれています。

手続の概要は、以下のフロー図に示すとおりですが、事業の実施に先立ち事業者が実施計画書や予測評価書案を作成し、その図書について審査会や住民、関係市町村長の意見を聴きながら、知事が審査を行う手続となっています。

4

環境影響評価制度の推進

▶ 図4-1 環境影響評価条例の手続フロー

【実施計画書に係る手続】

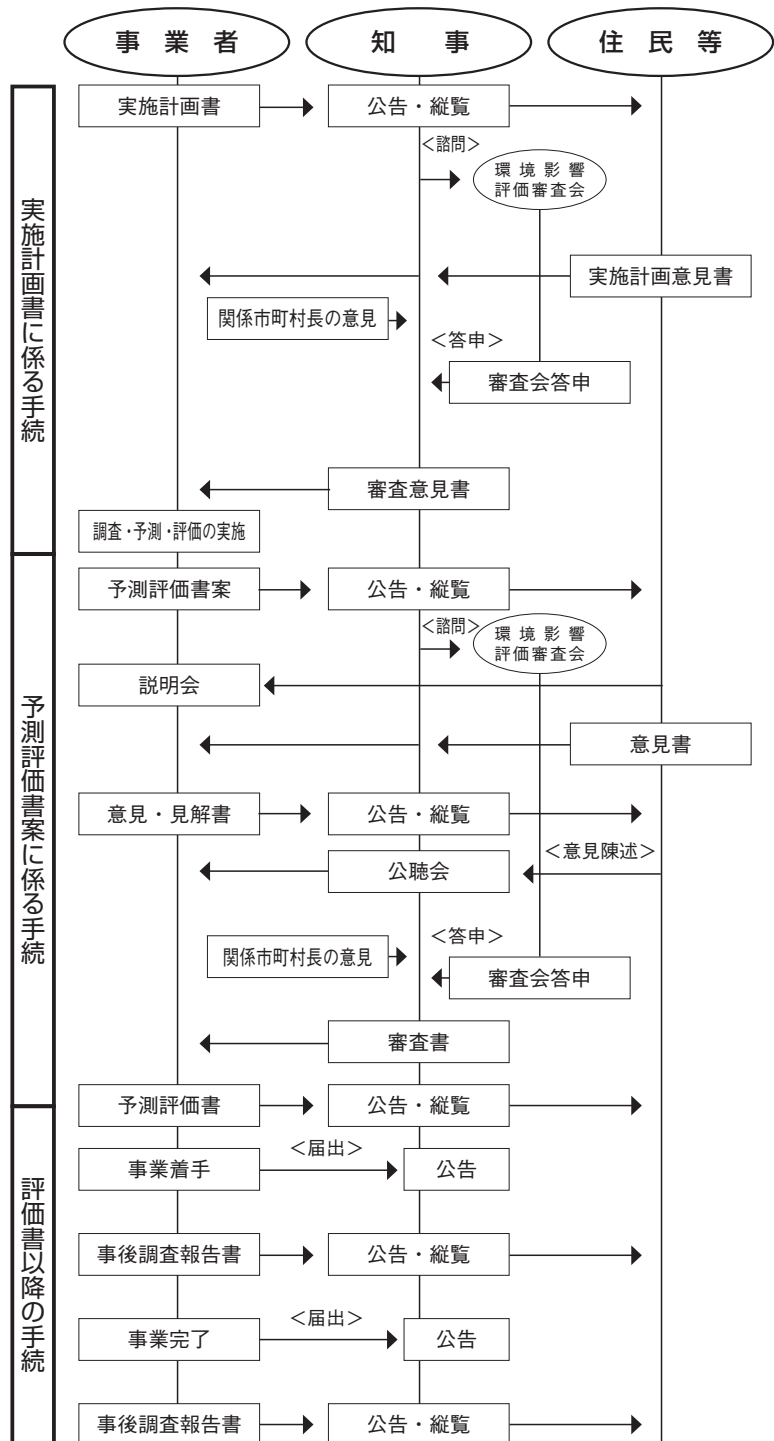
- 事業者は、どのような評価項目についてどのような方法で調査、予測及び評価を行うかとするのかを計画し、これを記載した「環境影響予測評価実施計画書」を知事に提出します。
- 知事はこの「実施計画書」を誰でも見られるように縦覧に供します。
- 知事は、「実施計画書」について、住民の方などの意見書や、市町村長の意見、専門家で構成する環境影響評価審査会の意見を考慮して審査します。
- 事業者は、審査結果を尊重して環境に与える影響についての調査、予測及び評価を行います。

【予測評価書案に係る手続】

- 事業者は、調査、予測及び評価の結果を記載した「環境影響予測評価書案」を知事に提出します。
- 知事はこの「予測評価書案」を誰でも見られるように縦覧に供し、また、事業者はその内容について説明会を行います。
- 知事は、「予測評価書案」について、住民の方などの意見書の提出、それに対する事業者の見解の提出、公聴会の開催などの手続を通じていただいた意見や、市町村長の意見、環境影響評価審査会の意見を考慮して審査します。
- 事業者は、審査結果を尊重して「予測評価書案」を見直し、「環境影響予測評価書」として知事に提出します。

【事後調査などの手続】

- 事業者は、「予測評価書」に記載した事後調査の計画に従って事業の実施が環境に与えた影響を調査し、その結果を「事後調査報告書」として取りまとめ、知事に提出します。
- 知事はこの「事後調査報告書」を誰でも見られるように縦覧に供します。



3 環境影響評価(環境アセスメント)手続の実績について

昭和56年の条例施行以来、対象となった事業は平成16年度末までに92件ありますが、種類別で見ると「研究所の建設」が16件、「道路の建設」が11件、「工場、事業場の建設」が9件などとなっています。

また、このうち環境影響評価法の対象事業は12件となっています。

平成16年度は前年度から手続が継続している6件(川崎縦貫高速鉄道線建設事業、麻溝台・新磯野土地区画整理事業、(仮称)サントリー神奈川工場建設

事業、日産先行開発センター建設事業、川崎天然ガス発電所、扇島パワーステーション)に加え、新たに3件(東京国際空港再拡張事業(「滑走路の建設を伴う飛行場及びその施設の変更」と「公有水面の埋立て」で2件と数える。)及び池子米軍家族住宅建設事業(小学校建設))の手続を開始しました。平成16年度に知事が審査書等を送付した事業とその主な内容は、以下のとおりです。

▶表4-1 審査書等を送付した事業一覧

事業名	審査書等の主な内容
<p>①日産先行開発センター建設事業 (環境影響予測評価書案)</p> <p>事業の種類:研究所の建設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物・発生土 <ul style="list-style-type: none"> ●施設の稼働に伴う廃棄物については、外部処理委託業者の適切な選定と処理方法の確認等を行い、再資源化を確実に推進すること。 ●再資源化の方法とその利用先の関連性を明らかにした上で、再資源化を適正に行うこと。 ○景観 <ul style="list-style-type: none"> ●圧迫感の軽減や周辺環境との調和など景観への影響をさらに少なくするよう努めること。 ●既存施設の持つイメージや周辺環境との調和、実施区域周辺から見た景観への配慮についての考え方を明確にし、その配慮内容についてより具体的に示すこと。 ○安全(交通) <ul style="list-style-type: none"> ●周辺道路交通の状況についてモニタリング調査を行い、周辺地域の交通流への影響の程度を把握すること。 ●また、その影響の程度によっては、通勤車両の総台数の削減など、通勤計画の見直しを適切に行うこと。 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ●緑化計画 樹林の管理にあたっては、維持管理目標を設定し、適切な樹林の維持管理を行うこと。また、常に維持管理手法に関する最新の知見を採用するなど、柔軟に維持管理計画を見直すこと。 ●防災保安計画 大量の高圧ガス及び危険物や、毒性を有する物質の使用及び貯蔵を計画していることから、どのような災害が発生するか想定した上で、適切な安全対策を検討し明らかにすること。また、防災保安計画の内容や災害発生時における周知方法などについて、近隣住民などに対し十分な説明を行い、理解を得るよう努めること。 ●安全計画(高圧ガス、危険物) 高圧ガス及び危険物等について、種類ごとに使用形態及び貯蔵方法を具体的に示すとともに、貯蔵場所についても明確に示し、綿密な安全計画を策定すること。


事業名	審査書等の主な内容
<p>② (仮称)サントリー神奈川工場建設事業 (環境影響予測評価書案)</p> <p>事業の種類:工場、事業場の建設</p>	<p>○水象(地下水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給水用として最大で1日当たり約3,500立方メートルの地下水揚水を計画しており、実施区域周辺の地下水位の低下が見込まれているため、実施区域周辺の既存井戸の利用状況に影響を及ぼさないこととする揚水計画を具体的に明らかにするとともに、地下水位の監視を強化するため、取水する帯水層ごとの観測の実施や観測位置の適切な配置を検討すること。 <p>○安全(交通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両増加に対する安全対策として、小中学校の通学路及び通学時間と、工事・工場関係車両の走行経路及び走行時間帯との重複が少なくなるよう配慮するとされているが、より具体的で適切な対応策を明らかにすること。 <p>○その他(緑化計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実施区域内の緑地面積については、「神奈川県みどりの協定実施要綱」に基づき実施区域内面積の20%以上とする計画としているが、より良い環境の創造を図る視点から緑地面積の増加に努めること。
<p>③ 扇島パワーステーション (環境影響評価方法書)</p> <p>事業の種類: 電気工作物(火力発電所)の建設 (環境影響評価法の対象事業)</p>	<p>〈環境影響評価の項目の選定について〉</p> <p>○大気質</p> <ul style="list-style-type: none"> ● タービン等の大型機器の海上輸送に使用する船舶から発生する窒素酸化物等の量を明らかにした上で、大気質へ影響を及ぼすおそれがある場合には、これを考慮した予測及び評価を実施すること。 <p>〈調査、予測及び評価の手法について〉</p> <p>○大気質</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設稼働時に排出する窒素酸化物については、排ガス温度を比較的低温に設定しているため、設定する気温により有効煙突高さが影響を受けることが考えられるため、夏期の気温を条件とした予測及び評価を実施すること。 ● 3系列の発電設備について、起動・停止等の非定常稼働時や部分負荷運転時における運転条件を明らかにした上で、これらの条件下での窒素酸化物による大気質への影響について、予測及び評価を実施すること。 <p>○水質</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設の稼働に伴う温排水が水質へ及ぼす影響については、風の影響を適切に考慮した調査、予測及び評価を実施すること。 <p>○温室効果ガス等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設の稼働に伴い大量の二酸化炭素の排出が予想されるため、排出抑制対策を踏まえた予測及び評価を実施すること。 <p>〈動植物の調査について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鳥類及び植生に関する現地調査については、現地の状況を適切に把握するため、調査に係る時期、回数及び方法を検討すること。 <p>〈緑化計画について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緑化計画の策定に当たっては周辺緑地との連続性を考慮すること。

事業名	審査書等の主な内容
<p>④ 東京国際空港再拡張事業 (環境影響評価方法書)</p> <p>事業の種類: ・滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更 ・公有水面の埋立て (環境影響評価法の対象事業)</p>	<p>〈調査、予測及び評価の手法について〉</p> <p>○騒音・低周波音</p> <ul style="list-style-type: none"> ● エンジンランナップ*等の地上で発生する航空機騒音及び低周波音については、川崎市域への影響も懸念されることから、これらについて調査、予測及び評価を検討すること。 <p>※ エンジンランナップ: 離陸前にエンジン性能やエンジン系統の機能等を点検するために行うエンジンの試運転</p> <p>○水質・流況</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な構造物の設置が、東京湾及び多摩川の流況及び水質に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの予測及び評価に当たっては、適切に調査を実施し、予測条件を設定すること。 ● 青潮や赤潮の発生に影響を及ぼすと考えられる条件のうち、特に風の条件を適切に設定して流況の予測を行った上で、水質の予測及び評価を実施すること。 ● また、多摩川の流況への影響については、出水時における影響についても調査、予測及び評価を実施すること。 <p>○陸生動物</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鳥類への影響については、実施区域周辺の海上や多摩川河口周辺湿性域における鳥類の状況を適切に把握しうる調査地点、調査時期、調査時間及び調査手法を設定して調査を実施した上で、予測及び評価を実施すること。 <p>○生態系</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査に当たっては、実施区域周辺の環境状況を十分に把握できるよう、調査地点及び調査方法等を適切に設定した上で、生態系の特性を効率的かつ効果的に把握しうる注目種等を選定して予測及び評価を実施すること。 ● また、多摩川河口域の川崎市域側には自然の河口干潟が存在していることから、大規模な構造物の設置による水位や流速等の変化が干潟の生態系へ与える影響についても予測及び評価を実施すること。 <p>○廃棄物等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設の供用に伴い発生する廃棄物については、既存施設における廃棄物発生量等の利用可能なデータを十分踏まえた上で、定量的に予測及び評価を実施すること。

「神奈川県環境影響評価条例」「神奈川県環境影響評価条例施行規則」「神奈川県環境影響評価技術指針」などの関係規程や、環境アセスメント手続の進行状況、環境影響評価審査会の開催状況などは、インターネットとかながわハローファックスにより提供しています。

▶ 図4-2 事業箇所




 「かながわの環境アセスメント」
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/assess/index.htm>


 「かながわハローファックス」
 FAX番号 045 (212) 0186
 ボックス番号 35031